

国土交通省告示第二百三号

特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項（平成六年建設省告示第千九百八十七号）は、廃止する。

平成十五年三月十三日

国土交通大臣 林 寛子

附 則

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。